

◎北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視
員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦
との間の協定の更新に関する交換公文

(略称)ソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

昭和五十一年四月二十七日 モスクワで
昭和五十一年四月二十七日 効力発生
昭和五十一年五月六日 告示

(外務省告示第八五号)

目 次

日本側書簡	ページ
協定の更新	五一九
ソ連邦側書簡	五二〇
協定の更新	五二〇

〔北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定の更新に関する交換公文〕

〔日本側書簡〕

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百七十二年四月十八日にモスクワで署名された北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に関し、同協定の規定が千九百七十七年二月二十八日まで適用されるものとするを日本国政府に代わつて提案する光榮を有します。

本使は、前記の提案がソヴィエト社会主義共和国連邦政府にとつて受諾しうるものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡をこの問題に関する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年四月二十七日にモスクワで

日本国特命全權大使 重光 晶

ソヴィエト社会主義共和国連邦

漁業大臣 ア・ア・イシコフ閣下

ソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

(ソ連邦側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百七十六年四月二十七日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府が日本国政府の前記の提案を受諾したことを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成し、その合意が千九百七十六年四月二十七日から効力を生ずることを確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百七十六年四月二十七日にモスクワで

ソヴィエト社会主義共和国連邦

漁業大臣 ア・ア・イシコフ

ソヴィエト社会主義共和国連邦駐在

日本国特命全權大使 重光 晶閣下

(Письмо советской стороны)

Москва, 27 апреля 1976 г.

Ваше Превосходительство,

Имею честь подтвердить получение Вашего письма от 27 апреля 1976 года следующего содержания.

(Содержание письма японской стороны)

Имею честь сообщить Вашему Превосходительству, что Правительство Союза Советских Социалистических Республик согласно с вышеизложенным предложением Правительства Японии, и подтвердить, что письмо Вашего Превосходительства и настоящее ответное письмо составляют Соглашение между двумя Правительствами по данному вопросу, которое вступает в силу с 27 апреля 1976 года.

Пользуясь настоящим случаем, чтобы возбудить у Вас уверенность в моем высоком к Вам уважении.

(Подпись) А. ИШКОВ

Министр рыбного хозяйства СССР

Его Превосходительству
Господину Акира Ситецу
Чрезвычайному и Полномочному
Послу Японии в СССР

（参考）

この取極は、一九七二年四月十八日付けの日本国とソ連邦との間の北太平洋捕鯨国際監視員制度協定（条約集第二二二七号参照）を一九七七年二月二十八日まで更新したものである。